

浦 監 第 2 4 1 号
令和 6 年 9 月 12 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査
(令和5年4月1日～令和6年2月29日又は令和6年3月31日)

2. 監査対象部課 市民経済部

3. 監査結果公表年月日 令和6年7月9日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	市民活動センターのコピー機・印刷機使用料について、月末締め、翌月にまとめて指定金融機関に入金を行っていた。浦安市会計事務規則第22条第1項では、直接収納したときは当日又は翌日に払い込まなければならないとしていることから、適切な取扱いを行うよう改善されたい。 (指摘事項：市民参加推進課)	市民活動センターのコピー機・印刷機は、コインベンダーにより収納を行っています。利用のタイミングが不定期であり、毎日の利用が見込めないことから、会計課と協議し、おおむね10日に一度、払い込むよう改善しました。
2	自動車臨時運行許可手数料について、3日ごとに指定金融機関に入金を行っていた。浦安市会計事務規則第22条第1項では、直接収納したときは当日又は翌日に払い込まなければならないとしていることから、適切な取扱いを行うよう改善されたい。 (指摘事項：市民安全課)	課内職員において改めて浦安市会計事務規則の規定を確認し、直接収納してから翌日までに払い込むよう運用を見直しました。

3	<p>浦安市商工業振興共同事業補助金について、提出された補助金交付申請書に予算書案が添付されているものがあつた。また、精算時に提出される実績報告書について、見積書で実績の確認を行っているものがあつた。補助金交付及び精算の際の確認書類について精査されたい。</p> <p>(指摘事項：商工観光課)</p>	<p>補助金申請書及び実績報告書の添付書類について、精査して確認するように課内職員に周知するとともに、関係団体に対し、補助金交付申請書には予算書を、精算時に提出する実績報告書には領収書など支払い実績を証する書類を添付するよう周知しました。</p>
4	<p>浦安市防犯協会運営費補助金について、予備費を補助対象経費として交付決定していた。補助金の見直し方針の⑦補助対象経費の明確化の中であげられた経費には該当しないと考えられることから、適正な交付決定に努められたい。</p> <p>(改善事項：市民安全課)</p>	<p>改めて「補助金の見直し方針」を確認するとともに、次年度以降の補助金については、予備費を補助の対象とせずに交付いたします。</p>